

巻頭言

初版 2017年3月31日

日本周産期メンタルヘルス学会理事長

岡野禎治

日本周産期メンタルヘルス学会（以下本学会）が学会に移行して、2年が経過した。この間、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会の両学会との共同会議の場で、本学会が「産婦人科診療ガイドライン 産科編」の作成の一部に僭越ながら関与させて戴いた。その機会に、産婦人科医の先生方から本学会のガイドライン作成の推挙を受け、絶好の機会と捉えて、今回のコンセンサスガイドの作成に至った。

昨今、周産期メンタルヘルス領域のガイドラインは、英国連邦を中心に、英国 NICE (CG45 : 2007)、NICE (CG192 : 2015)、スコットランド SIGN (CG127 : 2012)、豪州 Beyond blues (2011) など数多く作成されており、幅広い領域の専門職から、参照されている。しかし、医療保健体制が異なるため、日本の制度を配慮したガイドラインの登場が待たれていた。

本コンセンサスガイドは、精神科医、産婦人科医、小児科医、臨床心理士、看護師、助産師、保健師、ソーシャルワーカー、薬剤師、社会福祉関係者、母親とその家族に関与する関係者に対して、関心が高いものとなるであろう。今後は、新たな重要なエビデンスを取り入れて、コンセンサスガイドの更新を定期的に行う予定である。

近年のコンセンサスガイドの普及と相まって、一方ではエビデンスが重視されるが、バイアスが無いわけではない。個々の患者の病態を適切に考慮せず、過剰にコンセンサスガイドを適用するのも課題である。コンセンサスガイドを用いる場合、利用者には特段の注意が求められることは間違いないと思われる。

最後に

コンセンサスガイド作成開始から、完成に到るまで産婦人科医の諸先生に甚大なるご支援とご指導を戴いた。改めて、敬意と御礼をお申しあげたい。

本ガイドラインは、医療保健従事者はもとより、周産期の女性やその家族にとっても有用で、最新の資料として利用されることも願いたい。